

令和5年度 香川県医療的ケア児等支援センター運営等業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度 香川県医療的ケア児等支援センター運営等業務

2 目的

日常生活を営むために医療を要する状態にある児または者（以下「医療的ケア児等」という）の家族や支援者からの相談に応じ、情報提供や助言指導を行う。

また、医療的ケア児等の地域における受け入れが促進されるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成する研修や、地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成する研修を実施する。この他、医療的ケア児等の支援に関する好事例の収集及び普及啓発を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

4 委託業務の内容

医療的ケア児等の相談、支援を総合的に行う香川県医療的ケア児等支援センター（以下「センター」という）として、次の（1）から（4）に掲げる業務を実施すること。

（1）センターの設置及び運営

- ・設置場所：香川県内で、受託者が1ヵ所設置するものとする。
- ・職員配置：職員のうち1名は医療的ケアに関する専門的知識を有する者（医師、看護師等）であり、かつ医療的ケア児等に対する直接処遇業務に5年以上従事している者とする。また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した専従の看護師を1名、社会福祉士及び事務員をそれぞれ1名、常勤で配置すること。なお、専従の看護師以外の職員については、受託者の行う他の業務と兼務することができる。
- ・運営時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとすること。

（2）医療的ケア児等に関する相談体制の構築

医療的ケア児やその家族は、疾病に対する受容が難しく、今後子どもをどのように育てていくかについて悩みを持っており、病院から退院し在宅に移行する際や、それ以降の在宅生活において不安を抱えている。医療的ケア児等やその家族が住み慣れた地域で希望する在宅生活を送ることができるようにするために、ワンストップの相談支援窓口を作り、保護者が困ったときにためらいなく相談ができ、必要な支援に結びつける体制を構築するために、以下の業務を行う。

- 医療的ケア児等の家族や支援者からの相談窓口を設け、必要な助言指導を行うこと。
なお、対面による面接対応だけでなく、オンラインを活用した相談対応も行うこと。

(3) 医療的ケア児等の支援者の養成・人材育成

支援者の人材育成は急務である。医療的ケア児等が地域で保育所や学校に通ったり、旅行や遊びに行ったりすることは、入院生活が当たり前であったために考え難いことであり、支援者は生活支援よりも子どもの疾病に目が向きがちであるが、医学の進歩に伴い、医療的ケア児等も在宅にしながら地域で暮らすことが可能となり、家族も在宅での地域生活を望むようになってきている。そのためには、医療機関から退院後に支援を引き継ぐことになる福祉や教育等の関係機関の支援者を養成するとともに、在宅医療的ケア児やその家族のニーズや希望に応えることのできる人材を育成するため、以下の業務を行うこと。

●医療的ケア児等コーディネーター養成研修

厚生労働省が示す実施の手引き「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」に基づき研修を計画し、開催すること。また、開催にあたり必要な講師との調整等を行うこと。

- ・受講対象者：香川県内に事業所のある相談支援専門員、保健師、訪問看護師、今後地域において医療的ケア児等のコーディネーターの役割を担う予定のある者
- ・実施回数：年1回
- ・その他：会場及び講師については昨年度実績を考慮し、県と協議の上、決定すること。

●医療的ケア児等支援者養成研修

厚生労働省が示す実施の手引き「医療的ケア児等支援者養成研修カリキュラム」に基づき研修を計画し、開催すること。また、開催にあたり必要な講師との調整等を行うこと。

- ・受講対象者：香川県内の事業所等で、医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者
- ・実施回数：年1回
- ・その他：会場及び講師については昨年度実績を考慮し、県と協議の上、決定すること。

●フォローアップ・人材育成

県内の医療的ケア児等コーディネーターに対して、必要な支援やサービスについての情報を提供し、必要に応じて助言や指導をおこなうこと。また、医療的ケア児等の将来を見据え、地域生活に目を向けた支援ができるような人材を育成するため、講習会等を実施すること。

【講習会】

- ・受講対象者：医療的ケア児等コーディネーター等
- ・実施回数：年1回以上
- ・その他：会場及び講師については、県と協議の上、決定すること。

●小児在宅医療従事者研修

県内で在宅医療に携わる医師や看護師等に対して在宅医療研修を実施すること。また、開催にあたり必要な講師との調整等を行うこと。

- ・受講対象者：医師、看護師

- ・実施回数 : 年1回以上
- ・その他 : 会場及び講師については県と協議の上、決定すること。

(4) 地域づくりと支援体制の構築

医療的ケア児等コーディネーターをはじめとした各関係機関の支援者がお互いに連携し、医療的ケア児等やその家族の地域生活を支えるためには、医療的ケア児等を受け入れることのできる地域づくりや資源開発が必要であるため、広く医療的ケア児等の支援に関する好事例や社会資源の情報収集と普及啓発を行い、地域における医療的ケア児等の受け入れが促進されるような支援体制を整備すること。

●医療的ケア児等に関する講演会の開催

- ・対象者 : 医療的ケア児等やその家族、支援者等
- ・実施回数 : 年1回
- ・その他 : 会場及び講師については、県と協議の上、決定すること。

●ホームページや機関紙、SNS等を活用した医療的ケア児等の支援に資する情報の発信

- 対象者 : 医療的ケア児等やその家族、支援者等
- 実施回数 : 月1回

●香川県自立支援協議会医療的ケア部会等、関係機関との連携

5 個人情報の保護

受託者は、事業に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。また、事業終了後及び受託者の職員がその職を退いた後も同様とする。

6 委託業務の明細

(1) 事業計画

委託契約締結後、事業計画書（任意様式）を速やかに作成し、県に提出すること。

(2) 事業報告

委託業務終了後、報告書（様式第1号）を速やかに作成し、県に提出すること。

7 その他

仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、業務を進めるものとする。

令和5年度香川県医療的ケア児等支援センター運営等業務実績報告書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

- 1 事業期間
- 2 事業実施状況（実施状況や成果が確認できる資料を添付すること）
- 3 事業費（積算内容がわかる資料を添付すること）

添付書類

- ① 委託事業費の内訳
- ② 委託事業費の内訳根拠がわかる書類
- ③ センターの設置及び運営に関する実績書類
- ④ 医療的ケア児等に関する相談体制の構築に関する実績書類
- ⑤ 医療的ケア児等の支援者の養成・人材育成に関する実績書類
- ⑥ 地域づくりと支援体制の構築に関する実績書類